

持参又は郵送

(3) 提出期間

令和5年4月11日から同年5月10日まで（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を一部取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

一部取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第534号	令和5年3月28日	山科2丁目266番、267番、271番、273番及び274番の各一部並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	41.00	4.60

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

令和5年4月11日

金沢市長 村 山 卓

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市山科町チ182番3及び182番7	金沢市山科町チ182番地3 田畑 麗子

監 査 公 表

●金沢市監査公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、金沢市監査基準（令和2年監査公表第3号）に準拠し実施した工事監査の結果を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該結果に関する報告を公表します。

令和5年4月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 監査対象及び監査期間

(金額 単位：円)

番号	対象課	対 象 工 事 名	契約金額	工事期間	監査期間
1	企業立地課	第5次安原異業種工業団地番田川改修工事（その2）	123,414,500	R 4. 1.24～ R 4. 7.29	R 4. 3. 8～ R 5. 3.24
2	道路建設課	大浦千木町線さく井工事（千田町その2）	44,256,300	R 4. 2. 9～ R 4. 9.12	R 4. 4. 8～ R 5. 3.24
3	子育て支援課	諸江児童館（仮称）建設工事（建築工事）	150,040,000	R 3.10.18～ R 4. 9.26	R 3.12.13～ R 5. 3.24
4	森林再生課	瀬領・下谷線道路整備工事（土木工事）	130,249,900	R 3.12. 9～ R 4.12.16	R 4. 2. 8～ R 5. 3.24

5	建設課	令和3年度犀川左岸（下安原南処理分区） 下水道管築造工事（8工区）	94,576,900	R4.4.1～ R4.11.30	R4.5.18～ R5.3.24
6	市営住宅課	緑住宅D6棟解体工事	128,893,600	R4.6.14～ R4.12.14	R4.8.9～ R5.3.24
7	教育総務課	港中学校校舎南面及び西面外壁改修工事	53,183,900	R4.6.27～ R4.11.15	R4.8.9～ R5.3.24
8	スポーツ 振興課	額谷ふれあい体育館屋根等改修工事	48,057,288	R4.8.25～ R4.11.16	R4.10.12～ R5.3.24
9	道路建設課	大浦千木町線大浦高架橋新設工事（海側下部工）	101,180,200	R4.3.25～ R5.1.18	R4.5.18～ R5.3.24
10	歴史都市 推進課	辰巳用水修景整備工事（3工区）	36,185,600	R4.7.6～ R5.1.31	R4.9.5～ R5.3.24
11	水処理課	汚泥共同処理施設焼却炉設備等定期修繕工事	92,400,000	R4.10.20～ R5.1.26	R4.12.13～ R5.3.24

2 監査を執行した監査委員

西尾昭浩、中村哲郎、久保洋子、秋島太、野本正人、下沢広伸

以下、監査委員の退任及び就任は、次のとおりである。

・野本正人、下沢広伸は、令和4年6月17日に退任し、代わって同月21日に久保洋子、秋島太が就任した。

3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

4 監査の結果

工事の設計、施工及び事務手続については、適正に執行されていると認められた。

●金沢市監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年4月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	久	保	洋	子
金沢市監査委員	秋	島		太

1 包括外部監査

(その1)

- (1) 措置通知があった年月日 令和5年3月22日
- (2) 措置を講じた局等 総務局税務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成29年4月11日（平成29年監査公表第8号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
・入湯客数の把握について 意見（77ページ） 特別徴収義務者に対する実地調査を行い、入湯税に係る帳簿と、会計帳簿との突き合わせにより、申告内容の正確性を検証する必要がある。	令和3年6月から令和5年1月に特別徴収義務者に対する実地調査を順次実施し、入湯税に係る帳簿と会計帳簿との突き合わせを行った。 今後も定期的に実地調査を行い、申告内容の正確性を検証していく。